

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十九年十二月十四日

提出者 全議員

徳島県議会議長 木南征美 殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、平成三十年四月から平成三十一年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。